審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		開発行為の	開発行為の変更の許可							
根拠法令及び条項		都市計画法	都市計画法第35条の2第1項							
審査基準	■有(第3条	■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)								
	□無(根拠	処:第3条第2項第 号に該当)								
	公表 ■す	■する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)								
	【内容】(容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)								
	・都市計画流	画法、都市計画法施行令、都市計画法施行規則								
	・那覇市開発	開発行為の許可等に関する条例								
	・那覇市開発	市開発行為の許可等に関する規則								
	・開発許可能	発許可制度の解説(編集:開発許可制度研究会、発行:株式会社ぎょうせい)								
	・宅地造成等	2造成等規制法施行令及び都市計画法施行令の改正等について(技術的助言)(平成								
	19年3月28日	28日 国土交通省都市・地域整備局長発都道府県知事等あて文書)								
	・盛士等防災	盗士等防災マニュアルの解説(編集:盛土等防災研究会、発行:株式会社ぎょうせい)								
審査基準 設定年月日				審 查 最終変見	基準	令和7年5月21		:1日		
標準処理期間		■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)								
		期間(21日)			
		□無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)								
標準処理期間 設定年月日		令和7年5	月21日	標 準 処 最終変§		令和	年月]	日	
所管部署		まちなみ共創部 建築指導課								
備考		1. 申請書類の補正に要する期間は不算入。								
		2. 開発審査会等に附議するために要する期間は不算入。								
		3. 市の休日(土曜日、日曜日、祝日等)は不算入。								

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要が ない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。